

平成 30 年 6 月作成

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の変更手続きに関する手引書

目次

はじめに.....	- 1 -
○ この手引きについて.....	- 1 -
○ 認可事項等変更に係る取扱いについて.....	- 2 -
第1 事前協議について(共通事項).....	- 3 -
○ 事前協議の意義について.....	- 3 -
○ 事前協議の際の提出書類について.....	- 4 -
第2 変更届等の書類作成上の注意事項(共通事項).....	- 5 -
○ 書類の作成方法について.....	- 5 -
○ 手続きに用いる様式について.....	- 5 -
○ 原本証明について.....	- 6 -
○ 理事会、取締役会等の議事録について.....	- 6 -
○ 提出期限について.....	- 7 -
○ 提出期限までに書類が準備できない場合について.....	- 7 -
○ 施設型給付費・地域型保育給付費の加算・減算に関する変更について.....	- 7 -
○ その他.....	- 7 -
第3 保育所.....	- 8 -
○ 保育所に係る変更の概要.....	- 8 -
○ 保育所に係る変更の個別手続き.....	- 9 -
1 設置者(運営主体)自体の変更.....	- 9 -
2 認可定員・利用定員の増加.....	- 10 -
3 認可定員・利用定員の減少.....	- 11 -
4 認可定員・利用定員の内訳変更.....	- 12 -
5 施設の名称の変更.....	- 13 -
6 施設の所在地の変更(区画整理事業終了等に伴う所在地番変更の場合).....	- 13 -
7 施設の所在地の変更(移転の場合).....	- 14 -
8 建物その他設備の規模及び構造の変更(保育所用地・建物に変更がある場合).....	- 17 -
9 建物その他設備の規模及び構造の変更(保育所用地・建物に変更がない場合).....	- 21 -
10 施設長の変更.....	- 23 -
11 開所時間、保育提供時間の変更.....	- 24 -
12 運営規程(保育園園則)の変更.....	- 25 -
13 施設に関するその他の変更.....	- 26 -
14 設置者(法人)の名称の変更(商号変更).....	- 26 -
15 設置者の主たる事務所の所在地及び連絡先の変更.....	- 27 -
16 設置者の経営責任者(法人代表者)の変更.....	- 27 -
17 設置者の役員の変更.....	- 28 -

18	設置者の定款・寄附行為等の変更	- 28 -
19	設置者の登記事項の変更	- 28 -
20	廃止・休止、確認の辞退の手続き	- 29 -
第4	地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)	- 30 -
○	地域型保育事業に係る変更の概要	- 30 -
○	地域型保育事業に係る変更の個別手続き	- 31 -
1	事業者(運営主体)自体の変更	- 31 -
2	認可定員・利用定員の増加	- 32 -
3	認可定員・利用定員の減少	- 33 -
4	認可定員・利用定員の内訳変更	- 34 -
5	事業所の名称の変更	- 35 -
6	事業所の所在地の変更(区画整理事業終了等に伴う所在地番変更の場合)	- 35 -
7	事業所の所在地の変更(移転の場合)	- 36 -
8	建物その他設備の規模及び構造の変更(事業所用地・建物に変更がある場合)	- 39 -
9	建物その他設備の規模及び構造の変更(事業所用地・建物に変更がない場合)	- 43 -
10	事業所管理者の変更	- 45 -
11	開所時間、保育提供時間の変更	- 46 -
12	連携施設の変更	- 47 -
13	運営規程の変更	- 48 -
14	事業所に関するその他の変更	- 49 -
15	事業者(法人)の名称の変更(商号変更)	- 49 -
16	事業者の主たる事務所の所在地及び連絡先の変更	- 50 -
17	事業者の経営責任者(法人代表者)の変更	- 50 -
18	事業者の役員の変更	- 51 -
19	事業者の定款・寄附行為等の変更	- 51 -
20	事業者の登記事項の変更	- 51 -
21	廃止・休止、確認の辞退の手続き	- 52 -
第5	幼保連携型認定こども園	- 53 -
○	幼保連携型認定こども園に係る変更の概要	- 53 -
○	幼保連携型認定こども園に係る変更の個別手続き	- 54 -
1	設置者(運営主体)自体の変更	- 54 -
2	認可定員・利用定員の増加	- 55 -
3	認可定員・利用定員の減少	- 56 -
4	認可定員・利用定員の内訳変更	- 57 -
5	施設の名称の変更	- 58 -
6	施設の所在地の変更(区画整理事業終了等に伴う所在地番変更の場合)	- 58 -
7	施設の所在地の変更(移転の場合)	- 59 -
8	建物その他設備の規模及び構造の変更(園地・園舎に変更がある場合)	- 62 -

9	建物その他設備の規模及び構造の変更(園地・園舎に変更がない場合)	- 66 -
10	園長の変更	- 68 -
11	開園時間、教育・保育提供時間の変更	- 69 -
12	園則(運営規程)の変更	- 70 -
13	経費の見積り及び維持方法の変更	- 71 -
14	子育て支援事業の変更	- 71 -
15	施設に関するその他の変更	- 72 -
16	設置者(法人)の名称の変更(商号変更)	- 72 -
17	設置者の主たる事務所の所在地及び連絡先の変更	- 73 -
18	設置者の経営責任者(法人代表者)の変更	- 73 -
19	設置者の役員の変更	- 74 -
20	設置者の定款・寄附行為の変更	- 74 -
21	設置者の登記事項の変更	- 74 -
22	廃止・休止、確認の辞退の手続き	- 75 -
第6	幼稚園	- 76 -
○	幼稚園に係る変更の概要	- 76 -
○	幼稚園に係る変更の個別手続き	- 77 -
1	設置者(運営主体)自体の変更	- 77 -
2	利用定員の増加	- 78 -
3	利用定員の減少	- 79 -
4	施設の名称の変更	- 80 -
5	施設の所在地の変更(区画整理事業終了等に伴う所在地番変更の場合)	- 80 -
6	施設の所在地の変更(移転の場合)	- 81 -
7	建物の構造概要及び図面並びに設備の概要	- 82 -
8	園長の変更	- 83 -
9	開園時間、教育提供時間の変更	- 84 -
10	運営規程(幼稚園園則)の変更	- 85 -
11	施設に関するその他の変更	- 85 -
12	設置者(法人)の名称の変更(商号変更)	- 86 -
13	設置者の主たる事務所の所在地及び連絡先の変更	- 86 -
14	設置者の経営責任者(法人代表者)の変更	- 87 -
15	設置者の役員の変更	- 87 -
16	設置者の寄附行為の変更	- 88 -
17	設置者の登記事項の変更	- 88 -
18	確認の辞退の手続き	- 89 -
第7	業務管理体制	- 90 -
1	業務管理体制の概要	- 90 -
2	業務管理体制の変更	- 91 -

資料 1	- 92 -
1 保育所 変更手続き早見表.....	- 93 -
2 地域型保育事業 変更手続き早見表.....	- 95 -
3 幼保連携型認定こども園 変更手続き早見表.....	- 97 -
4 幼稚園 変更手続き早見表.....	- 99 -
資料 2	- 101 -
根拠法令.....	- 101 -

※ 変更に関する書類については、この手引きに沿って、作成をしてください。

なお、この手引きに記載している変更に係る取扱いについては、国の見解に一部基づいており、国の見解が変更された場合には、変更される可能性があります。

また、国の通知等によっては、書類の差替えや新たな書類の提出をお願いする可能性があります
が、なにとぞご容赦ください。

はじめに

○ この手引きについて

子ども・子育て支援新制度が開始され、公的給付(施設型給付・地域型保育給付)制度が導入されました。給付を受けるには、開設認可とともに、子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者として確認を受ける必要があります。

特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が定員や設備といった認可・確認事項を変更する場合、開設認可に係る根拠法令(児童福祉法や認定こども園法*)に基づく変更手続きに加え、子ども・子育て支援法に基づく変更手続きが必要となりました。

1つの変更事項について2つの届出が必要となる場合があるなど、内容が複雑化したため、変更を行う場合の手続きについて整理しました。

*認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

例えば、保育所は、児童福祉法では「児童福祉施設」の一つとして位置づけられ、子ども・子育て支援法では幼稚園や認定こども園とともに「特定教育・保育施設」として位置づけられており、各法律に応じて2種類の事務手続きが必要になります。

[保育所の場合]

法 律 名	児童福祉法	子ども・子育て支援法
手続きの内容	児童福祉施設(保育所)の認可	特定教育・保育施設の確認
根 拠 規 定	児童福祉法	子ども・子育て支援法
	児童福祉法施行令	子ども・子育て支援法施行令
	児童福祉法施行規則	子ども・子育て支援法施行規則
	越谷市児童福祉法施行細則	越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則
	越谷市保育所認可・確認に関する基準	

[地域型保育事業の場合]

法 律 名	児童福祉法	子ども・子育て支援法
手続きの内容	家庭的保育事業等の認可	特定地域型保育事業の確認
根 拠 規 定	児童福祉法	子ども・子育て支援法
	児童福祉法施行令	子ども・子育て支援法施行令
	児童福祉法施行規則	子ども・子育て支援法施行規則
	越谷市児童福祉法施行細則	越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則
	越谷市家庭的保育事業等認可・確認に関する基準	

[幼保連携型認定こども園の場合]

法 律 名	認定こども園法	子ども・子育て支援法
手続きの内容	幼保連携型認定こども園の認可	特定教育・保育施設の確認
根 拠 規 定	認定こども園法	子ども・子育て支援法
	認定こども園法施行令	子ども・子育て支援法施行令
	認定こども園法施行規則	子ども・子育て支援法施行規則
	越谷市認定こども園法施行細則	越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則
	越谷市幼保連携型認定こども園認可・確認に関する基準	

[幼稚園の場合]

法 律 名	学校教育法	子ども・子育て支援法
手続きの内容	幼稚園の認可	特定教育・保育施設の確認
根 拠 規 定	学校教育法	子ども・子育て支援法
	学校教育法施行令	子ども・子育て支援法施行令
	学校教育法施行規則	子ども・子育て支援法施行規則
		越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則

※幼稚園の認可権限は埼玉県にあり、越谷市には権限はありません。

そのため、この手引きでは幼稚園の学校教育法による認可事項の変更については扱いません。幼稚園の認可事項の変更については、埼玉県担当課にお問合せください。

○ 認可事項等変更に係る取扱いについて

認可・確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者が、定員の変更や所在地の変更など、当該認可や確認を受けた事項を変更する場合に必要な手続きは、主に、

「①新規の認可・確認申請」

「②子ども・子育て支援法による変更確認申請」

「③児童福祉法、認定こども園法や子ども・子育て支援法に基づく変更届」

の3つに分類されます。

また、定員の減少に必要な手続きは「④定員減少の届出」となり、施設の廃止や休止に必要な手続きは「⑤廃止・休止の承認申請、確認の辞退」となります。

認可事項等の変更については、変更内容により手続きが異なるだけでなく、越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の審議や予算確保が必要なもの、毎年4月の一斉入所に配慮を要するもの等があります。

